

(案)

山地災害危険地区調査要領の改正に伴う歩掛調査仕様書

1 件名

山地災害危険地区調査要領の改正に伴う歩掛調査

2 目的

令和5年度の山地災害危険地区調査要領の改正に伴い、令和6年度及び令和7年度の2年度間において山地災害危険地区の再調査（危険度点数の確認、危険度判定の確認等を含む。）を実施する必要がある。

本調査は、山地災害危険地区調査要領の改正に伴い実施する再調査の積算に必要な標準歩掛を作成するための検討資料を得ることを目的とする。

3 内容

山地災害危険地区調査要領の改正に伴う再調査の実施に必要な標準的な歩掛を、別紙1「調査業務仕様書（案）」及び別紙2「山地災害危険地区調査要領（令和6年3月）」に基づいて別紙3「山地災害危険地区再調査歩掛表（案）」の項目ごとに作成する。

調査業務仕様書（案）

本調査業務仕様書は、令和5年度の山地災害危険地区調査要領（以下「調査要領」という。）の改正を受け、調査要領の改正に基づく既指定の山地災害危険地区の再調査や新規地区の調査にあたり、既往の資料やリモートセンシング技術等を効率的かつ効果的に活用して行う調査の内容を示したものである。

区 分	内 容
1 予備調査 (共通事項)	<p>調査要領においては「調査対象地区の選定」に該当。</p> <p>【内業】</p> <p>① 調査対象地について、保安林台帳、保安施設地区台帳、治山台帳、森林計画、森林GIS資料、空中写真、地形図（5千分の1以上）、航空レーザ計測データ、地質図、土壌図、気象関係資料、住宅地図、市町村要覧、災害履歴、林相図、森林調査簿、その他必要な資料（地すべり危険地区は地すべり防止区域台帳など）及び平成28年度の再調査関係の資料を収集・整理する。</p> <p>【外業】（新規の山地災害危険地区の調査の場合に実施）</p> <p>① 過去の災害発生などの聞き取り及び調査対象地区の概略を把握するための現地踏査をする。</p>
2 調査主体の確認調査 (必要な場合)	<p>調査要領においては「調査主体の調整」に該当</p> <p>【内業】</p> <p>① 同一の危険地区内で民有林・国有林の混在の有無を予備調査において収集した資料を基に確認し、混在する場合は5千分の1以上の地形図上に図示する。</p> <p>② 混在する危険地区の民有林及び国有林の過去のデータ（平成28年度再調査データ等）を収集し、資料を取りまとめる。</p> <p>③ 混在する危険地区については、調査範囲の確定調査実施前に所管する森林管理局に収集した資料及び図面により報告する。</p>
3 調査範囲の確定調査 (1) 山腹崩壊危険地区	<p>調査要領においては「調査対象地区の選定」に該当。</p> <p>【内業】</p> <p>① 予備調査の結果から公共施設等の位置を5千分の1以上の地形図に移記し、原本とする。</p> <p>② 山腹崩壊危険地区の調査を行う範囲を図上から判定し、①の図上に記入する。</p> <p>③ ②の範囲のうちで公共施設等に関係する流域で最も遠い公共</p>

	<p>施設等から最も標高差が高い位置に向かって直線を引き、等高線による縦断面を作成する。</p> <p>④ ③の高さの5倍の位置を縦断面上で求めてその範囲を図上からの調査範囲とする。この場合、一側線でなく必要に応じて数側線もありうる。</p> <p>【外業】</p> <p>① 内業で仮決定した範囲について、保全対象に前回調査から変化がある場合には現地において、公共施設等の位置(平面的、垂直的な)の確認を行う。</p> <p>② 内業で調査した高さの5倍の範囲の確認または見通し角11度の範囲にある公共施設等の範囲により、山腹崩壊危険地区の調査範囲かどうかの判定を行う。ただし、本判定は前回調査から変化がある場合に行う。</p>
(2) 崩壊土砂流出危険地区	<p>【内業】</p> <p>① 予備調査の結果から公共施設等の位置を5千分の1以上の地形図に移記し、原本とする。</p> <p>② 各溪流の出口から2km以内に公共施設等がある溪流を図上に記入する。この場合、溪流の出口からの広がり及び溪流の最も低い位置から公共施設等の存する高低差を考慮する。これを調査対象区域として仮決定する。</p> <p>③ 仮決定した、流域について、山腹崩壊危険地区の自然条件調査の要領によって山腹崩壊危険度を算出し、最も危険度の高いメッシュのうち公共施設等が所在する地区から最も遠い位置にあるメッシュを荒廃発生源とする。</p> <p>④ 空中写真や5千分の1以上の地形図等の既往資料により崩壊土砂流出区間の延長、平均溪流幅、平均溪流勾配を算出する。</p> <p>【外業】</p> <p>① 内業②で仮決定した調査対象区域について、保全対象に前回調査から変化がある場合には現地調査によって公共施設等の位置、高さ等を確認する。</p>
(3) 地すべり危険地区	<p>地すべり危険地区について確定調査は不要。</p> <p>(※他の2地区と異なり区域を確定する必要はないため。調査要領においても「危険地区の判定」記載なし)</p> <p>新規箇所があれば、次項の危険地区調査を実施する。</p>
4 危険地区調査	調査要領においては「調査の実施、危険地区の判定、危険度の判定」に該当。

<p>(1) 山腹崩壊危険地区</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>新 規：調査対象地のうち新規に危険地区を調査するもの (山地災害危険区域数が増加するもの)</p> <p>一部修正：現在指定されている危険地区を含めて地区を拡大 または現在指定されている複数の危険地区を一つ に統合するもの</p> <p>小 修 正：危険地区の範囲が変わらず既存の数値の変更及び 改正に伴う新規調査項目のみのもの</p> </div> <p>【内業】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 調査範囲が確定した箇所について、地形図（5千分の1以上）等を基に、調査範囲をすべて網羅できるように一方向が傾斜の主方向におおむね平行する100m四方のメッシュを図上にとる。 ② 傾斜は、①の内接円を描き、その中の等高線数を数える。 ③ 縦断面形は、メッシュの中心をとおり、最も急な傾斜方向のメッシュの両端を結んだ直線を引き、メッシュと交わる点2箇所と中心点のほか中心点とメッシュの交点との中間点2点をとおり、凹形、平滑形、複合形及び凸形に区分する。 ④ 横断面形は、メッシュの中心線をとおり等高線を想定して、その等高線が内接円と交わった点と中心点を結んだ角度を測定する。 ⑤ 地質は、5万分の1程度の地質図による。5万分の1程度の地質図がない場合には可能な限り大縮尺の地質図を用いる。 ⑥ 土層深は、その周辺の崩壊深を過去の調査資料等により調査する。 ⑦ 微地形等調査は、地形図（5千分の1以上）または航空レーザ計測等の既往の資料により、0字谷等の微地形で最も延長の長い谷線を選出する。 ⑧ 樹種、齢級は空中写真、林相図、森林調査簿等の既往の資料で調査したものについて、齢級は現在年齢に修正する。 ⑨ 収量比数は、針葉樹人工林について林分密度管理図等の既往の資料により算出する。算出が困難な場合は、当該林分の疎密度合による。 ⑩ 内業及び現地調査の結果によって点数表に当てはめる。 <p>【外業】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 既存資料の調査において確認できない調査項目のみ現地において確認する。
---------------------	---

山地災害危険地区調査要領

山腹崩壊危険地区

地すべり危険地区

崩壊土砂流出危険地区

令和6年3月

林野庁

山地災害危険地区調査要領

第1 目的

本調査は、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査して、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に資することを目的とする。

第2 調査主体

本調査は、林野庁所管の国有林、民有林直轄治山事業施行区域及び直轄地すべり防止事業施行区域（予定区域を含む。）については森林管理局が、上記以外の国有林及び民有林については都道府県が実施する。

同一の危険地区内で民有林・国有林が混在する場合は、必要に応じて所管の森林管理局及び都道府県間で調整のうえ、調査実施主体を決定する。この場合の調査実施主体の判断にあたっては、同一の危険地区内における全体計画の有無、区域面積の割合などを参考とすること。

森林管理局及び都道府県は、調査の実施に当たって、調査漏れ又は重複が生じないように密接な連絡調整を図る。

第3 調査方法

本調査は、次により実施する。

1 山腹崩壊危険地区調査

山腹崩壊による災害（落石による災害を含む。）が発生するおそれがある地区について、別記1の山腹崩壊危険地区調査実施要領により調査を実施する。

2 地すべり危険地区調査

地すべりによる災害が発生するおそれがある地区について、別記2の地すべり危険地区調査実施要領により調査を実施する。

3 崩壊土砂流出危険地区調査

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流等となって流出し、災害が発生するおそれのある地区について、別記3の崩壊土砂流出危険地区調査実施要領により調査を実施する。

第4 調査実施年度

- (1) 本調査は、令和6年度及び令和7年度に実施する。
- (2) (1)の調査後は、危険地区数の増減や危険度の見直し、事業進捗状況等、調査票の更新を毎年度実施する。

第5 調査結果の取りまとめ、報告及び保管

1 取りまとめ

調査結果は、別冊の山地災害危険地区調査取りまとめ様式及び図面作成要領（以下「別冊様式」という。）により、取りまとめる。

2 報告

- (1) 第4の(1)の調査結果について、森林管理局及び都道府県は、別冊様式の様式5から13までにより、令和7年12月末日までに林野庁に報告する。
- (2) 第4の(2)の調査結果について、森林管理局及び都道府県は、別冊様式の様式5から13までにより、毎年度4月末日までに林野庁に報告する。
- (3) 林野庁は報告された様式5から13までについては、森林管理局及び都道府県に提供する。

3 保管

森林管理局及び都道府県は、調査結果を調査区分ごとに整理し、保管する。

山腹崩壊危険地区調査実施要領

1 調査対象地区の選定

- (1) 保安林台帳、保安施設地区台帳、治山台帳、森林計画、空中写真、地形図、及び住宅地図等の既存の資料及び聴き取り等の調査により、次のア又はイに該当する地区を調査対象地区として選定する。

ア 次のいずれかに該当する地区であつて、山腹崩壊（落石を含む。以下同じ。）により、官公署、学校、病院、道路（一般の交通の用に供されている林道及び農業用道路を含む。）等の公用若しくは公共用施設又は人家（工場、旅館、社寺等を含む。）（以下「公共施設等」という。）に、直接被害を与えるおそれのあるもの。

(ア) 「山地災害危険地区の再点検について」（平成 28 年 7 月 1 日付け 28 林整治第 514 号林野庁長官通知）に基づく調査により、山腹崩壊危険地区と判定された地区

(イ) 山腹崩壊土砂が公共施設等に影響を及ぼすおそれがある集水区域内の最高点から高さの 5 倍に相当する距離の範囲内又は公共施設等から見通し角が 11 度以上ある山稜が存在する区域の範囲内に、公共施設等の保全対象が存在する地区

（なお、保全対象が道路のみの場合は、現に山腹崩壊が発生している地区又は山腹崩壊が発生するおそれのある地区）

(ウ) 次に掲げる地区において、地震により山腹崩壊が発生するおそれがある地区の市町村

a 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域

b 南海トラフ地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法（平成 27 年法律第 50 号）第 3 条第 1 項の南海トラフ地震対策推進地域の市町村

c 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 3 条第 1 項の地域の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の市町村

d 地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づく地震調査研究推進本部の地震調査委員会で公表した「全国地震動予測地図 2020 年度版」による今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる可能性の確率が高い地域（3.0% 以上）

e 活断層から 15 キロメートル以内の地域

f 過去発生した地震により、公共施設等に大規模な被害が発生した市町村

(エ) 落石が発生するおそれがある地区

(オ) 過去の災害の様態、学識経験者等の意見、地元の住民等からの聴き取りにより災害のおそれがあると判定された地区

イ 山腹工施工地区であって、公共施設等を直接保全するもの

- (2) 調査対象地区の区域は、ひとまとまりの公共施設等に直接被害を与えるおそれがある区域（ただし、1の(1)のアの(エ)の地区においては、発生源の区域及び落下斜面の区域を合わせた区域）を単位として、地形との関係、公共施設等との関係等を勘案して定める。

注 「ひとまとまり」とは、調査対象地で調査した集水区域（保全対象を囲む1つの斜面）を基本単位として、その範囲は次のとおりとする。

- ① 山腹崩壊危険地区の対策工の工種・工法を一体となって計画しなければならない範囲で区切る。
- ② 保全対象が連続している場合は、警戒避難から見て一体となって行わなければならない範囲で区切る（小さな尾根で区切られるもの等）。

2 調査の実施

1により選定した調査対象地区について、次により、自然条件調査、公共施設等実態調査、保安林等指定状況調査、治山事業実施状況調査及び災害歴調査を実施する。

(1) 自然条件調査

地形図等を基に、一方向が傾斜の主方向におおむね平行する100m四方を1メッシュとし、調査対象地区がおおむね2分の1以上含まれるメッシュについて、1メッシュごとに調査する。なお、調査に使用する地形図の縮尺については、5千分の1以上（5千分の1が最大広域）とする。

ただし、調査対象地区が狭小でメッシュを引くことが不適当な場合は、これを省いて調査することができる。

なお、山腹工施工地区については、施工前の状況を調査する。

くわえて、自然条件調査の実施にあつては、調査の効率化・高度化や土砂移動・亀裂等の経過観察においても有効であることなどから、リモートセンシング技術の活用を推奨する。

ア 地質調査

地質図等の既往の資料により、基岩の地質時代、岩石の種類、地層の走向・傾斜、風化の状況、断層及び破碎帯の有無、その他山腹崩壊に関して特記すべき地質特性を調査する。

イ 地況調査

(ア) 傾斜

メッシュの内接円内の傾斜を10%括約で求める。

(イ) 縦断面形

メッシュの中心を通り最も急な傾斜方向に直線を引き、メッシュの両端を結んだ線と中心点の位置から、凹形、平滑、複合、凸形とする。複合とは、S形斜面となっているものをいう。

(ウ) 横断面形

メッシュの中心点と、中心点を通る等高線が内接円に交わる2点を結んだ2直線の山麓側の角度（メッシュの中心点を通る等高線が無い場合は、中心点に最も近接している等高線から類推する角度）を計測し、10度括約で求める。

(エ) 土層深

土壌図等の既往の資料及び現地調査により、地形、傾斜等を勘案して0.5メートル単位で調査する。

(オ) 荒廃状況調査

山腹崩壊の発生の有無を調査する。

(カ) 微地形等調査

地形図または航空レーザ計測等の既往の資料より、0次谷等の微地形について調査する。

ウ 林況調査

(ア) 樹種

森林簿等の既往の資料により、樹種及びその混交歩合を調査する。

(イ) 齢級

森林簿等の既往の資料により、樹冠占有率の最も高い林分の齢級を調査する。

(ウ) 収量比数 (Ry)

林分密度管理図等の既往の資料により、当該調査範囲の収量比数 (Ry) について調査する（針葉樹人工林のみ）。

（国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所による収量比数 Ry 計算プログラムの活用も有効。）

なお、収量比数 (Ry) の算出が困難な場合は、当該林分の疎密度合を「疎」、「中庸（適切な管理がなされている）」、「密」として把握する。

エ 地震調査

1の(1)のアの(ウ)の地区において、次の調査を実施する。

(ア) 震央又は活断層からの距離

メッシュの中心と最寄りの震央又は活断層までの距離を100メートル括約で求める。（※最寄りの震央：過去に山地災害が発生した地震のうち最も近距離で発生した地震の震央）

(イ) 斜面傾斜

2の(1)のイの(ア)に準ずる。

(ウ) 斜面横断面形

2の(1)のイの(ウ)に準ずる。

(エ) 斜面長

当該メッシュの中心から上方及び下方にそれぞれ最大傾斜の方向線を描き、それぞれが上部地形の変換点又は下部地形の変換点と交わるまでの水平距離を計測して10メートル括約で求める。

- (オ) メッシュの斜面位置
上記(エ)の斜面上におけるメッシュの位置を下部地形の変換点から10%括約で求める。
- (カ) 斜面の状況
山腹崩壊の地質、風化の状況等について調査する。
- (キ) 土層深
2の(1)のイの(エ)に準ずる。

オ 落石調査

1の(1)のアの(エ)の地区について、次の調査を実施する。

- (ア) 発生源の傾斜角
落石の発生形態を剥離型と転石型に区分し、その発生源の傾斜角を調査する。
- (イ) 落下の高さ
落石の発生源のメッシュの中心点と保全対象との比高を調査する。
- (ウ) 岩石等の安定状況
発生源となる岩石等の剥離の難易、安定状況等を調査する。
- (エ) 落下斜面の植生状況
落下斜面の植生状況について調査する。
- (オ) 地震の強さ
「建築基準法施行令第八十八条第一項、第二項及び第四項の規定に基づくZの数値、 R_t 及び A_i を算出する方法並びに地震が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準(平成19年5月18日国土交通省告示第597号)」(以下「国土交通省告示第597号」という。)に示すZの数値の地域区分より調査する。

(2) 公共施設等実態調査

ア 山腹崩壊及び落石により、直接被害を与えるおそれのある公共施設等の種類及び数量を調査する。

イ 調査対象地区に係る人家の戸数については、次による。

- (ア) 住居の用に供している家屋については、1世帯を1戸とする。
- (イ) 工場、旅館等は、従業員5人につき1戸とする。ただし、棟数が、計算により求められた戸数を上回る場合には、当該棟数とする。
- (ウ) その他は、1棟を1戸とする。

(3) 保安林等指定状況調査

保安林の指定状況(保安林種、指定年月日及び指定区域面積)、保安施設地区の指定状況(指定年月日及び指定区域面積)、地すべり防止区域の指定状況(所管省庁、指定年月日及び指定区域面積)並びに砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域の指定の有無を調査する。

(4) 治山事業実施状況調査

ア 治山事業の実施状況について、実施年度、事業区分（復旧治山、予防治山等）、主たる治山施設の種類、設置位置及び進捗状況を調査する。

イ 治山事業以外の事業の実施状況について、防災施設の種類及び設置位置を調査する。

(5) 災害歴調査

過去に発生した山腹崩壊による災害について、発生年月日及び被害の概要を調査する。

3 山腹崩壊危険地区の判定及び山腹崩壊危険地区の危険度の判定

(1) 山腹崩壊危険地区の判定

ア 「表-1-1 雨量区分、地質、地況及び林況による山腹崩壊危険度点数表（多雨地域）」及び「表-1-2 雨量区分、地質、地況及び林況による山腹崩壊危険度点数表（非多雨地域）」に記載されている雨量区分を基に、調査地の都道府県がどちらに区分されているか判断する。

調査結果を調査対象地区ごとに別冊様式の様式1-1に整理し、対応する点数表を用いてメッシュごとに「表-1-1 雨量区分、地質、地況及び林況による山腹崩壊危険度点数表（多雨地域）」及び「表-1-2 雨量区分、地質、地況及び林況による山腹崩壊危険度点数表（非多雨地域）」により採点し、点数の計（以下「危険度点数」という。）を求める。

なお、現に山腹崩壊が発生している箇所に係るメッシュの危険度点数が100点未満となった場合には、100点に補正する。

イ 2の(1)のイの(カ)の微地形等調査を実施したメッシュについて0次谷が含まれる場合は、その谷線が通過するメッシュについて「表-2 0次谷による山腹崩壊危険度点数表」より15点を補正点数とする。

ウ 2の(1)のウの(ウ)の収量比数(R_y)に係る調査を実施したメッシュについては、「表-3 収量比数区分による山腹崩壊危険度点数表」より $R_y < 0.6$ または $0.8 \leq R_y$ に該当する場合は、3点を補正点数とする。

エ 2の(1)のエの地震調査を実施したメッシュにあつては、「表-4 地震による山腹崩壊危険度点数表」により採点した結果が、20点以上になった場合はその点数を補正点数とする。ただし、2の(5)の災害歴調査により、地震による山腹崩壊が発生したことがある地区にあつては、20点を補正点数とする。

オ 2の(1)のオの落石調査を実施したメッシュにあつては、「表-5 落石による山腹崩壊危険度点数表」により採点した結果が、8点以上になった場合及び2の(5)の災害歴調査により、落石による災害が発生したことがある地区にあつては、20点を補正点数とする。

カ アにより求めた危険度点数に、イ又はウに該当する場合は、当該項目の補正点数を加えるとともに、エ及びオの両方に該当する場合は高い方の点数、エ又はオのいずれか一方のみが該当する場合は当該項目の補正点数を加え、その危険度点数が100点以上となったメッシュの中で位置的に最も高いメッシュの上辺から高さの5倍又は上辺が見通し角の11度以内に公共施設等を有する地区(100点以上のメッシュが並列する場合には、各メッシュの列の位置的に最も高いメッシュの上辺にある点の両角から高さの5倍又は上辺の見通し角が11度の円を描きその中に公共施設等を有する地区)を、山腹崩壊危険地区と判定し、危険度が100点以上のメッシュの面積を求める。

なお、1の(1)のアの(ア)の地区で、100点未満となった箇所については、自然条件の大幅な変更がなく、かつ、公共施設等の移転等がない場合は100点に補正する。

山腹崩壊危険度点数の算出方法＝

ア(表-1-1または表-1-2:雨量区分、地質、地形及び林況による山腹崩壊危険度点数表)

+

イ(表-2:0次谷による山腹崩壊危険度点数表)

+

ウ(表-3:収量比数区分による山腹崩壊危険度点数表)

+

エ(表-4:地震による山腹崩壊危険度点数表)

オ(表-5:落石による山腹崩壊危険度点数表)

} いずれか高い方

※イ、ウ、エ又はオは、該当する場合にのみ加点

(2) 山腹崩壊危険地区の危険度の判定

ア 山腹崩壊危険地区と判定した調査対象地区について、「表-6 山腹崩壊危険度判定表」により山腹崩壊危険度を、「表-7 被災危険度判定表」により被災危険度を判定する。

なお、当該山腹崩壊危険地区における治山事業等が概成(計画した一連の工事が完了)した場合は、「表-6-1 または表-6-2 山腹崩壊危険度判定表」に関わらず、原則、山腹崩壊危険度を c_1 として判定する(以下「危険度低減」という。)。ただし、地域の防災上の観点等により、危険度低減を行うことが困難となる場合はこの限りではない。また、危険度低減を行う場合、以下の規定に留意する。

【留意規定】

- (ア) 危険度低減にあつては、当該山腹崩壊危険地区全体に係る既存治山施設の健全度に留意すること。具体的には、山腹崩壊危険地区内に健全度Ⅲ又はⅣの治山施設が存在する場合は、危険度低減を行わない。
- (イ) 既往の山地災害危険地区調査により危険度低減が行われた山腹崩壊危険地区において、その後の健全度評価により健全度がⅢ又はⅣの治山施設が確認された場合は、危険度低減を行う前の山腹崩壊危険度に戻す。
- (ウ) 危険度低減を行った山腹崩壊危険地区において、その後、山地災害が発生した場合や、概成後に治山事業等が計画された場合は、危険度低減を行う前の山腹崩壊危険度に戻す。

イ アの判定結果に基づき「表－8 山腹崩壊危険地区の危険度判定表」により、山腹崩壊危険地区の危険度を判定する。

4 調査結果の取りまとめ

山腹崩壊危険地区の調査及び判定結果等は、別冊様式の様式1－1、様式1－2、様式4、様式6、様式9、図面1及び図面2に取りまとめる。

表-1-1 雨量区分、地質、地形及び林況による山腹崩壊危険度点数表（多雨地域）

調査項目	単位	区分	地 質							
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	
1	傾斜	%	0~30	0	0	0	0	0	0	0
			31~50	8	16	17	22	27	25	20
			51~70	42	31	51	52	47	48	39
			71~90	62	48	59	55	69	57	63
			91~	70	56	51	60	59	44	71
2	縦断面形		凹形	30	24	25	26	29	25	31
			平滑	22	19	10	5	16	8	8
			複合	8	14	0	0	0	13	4
			凸形	0	0	5	5	6	0	0
3	横断面形	度	~150	20	19	25	26	29	25	31
			151~210	30	24	20	14	25	13	16
			211~	0	0	0	0	0	0	0
4	土層深	m	0.5以下	0	0	0	0	0	0	0
			0.5~1.0以下	6	5	3	3	4	3	6
			1.0~2.0以下	10	8	8	9	10	8	10
			2.0超	20	16	17	17	20	16	20
5	齡級		1	34	26	27	28	33	28	33
			2~3	50	40	42	43	49	41	51
			4~7	36	31	30	31	37	30	37
			8~11	34	26	27	28	33	28	33
			12以上	30	24	25	26	29	25	31

表-1-2 雨量区分、地質、地形及び林況による山腹崩壊危険度点数表（非多雨地域）

調査項目	単位	区分	地 質							
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	
1	傾斜	%	0~30	0	0	0	0	0	0	0
			31~50	6	22	13	12	31	23	14
			51~70	32	47	46	30	61	49	36
			71~90	49	60	51	42	71	66	60
			91~	54	64	46	52	61	57	70
2	縦断面形		凹形	23	27	22	22	31	28	30
			平滑	8	18	16	12	18	17	8
			複合	0	15	0	0	0	21	0
			凸形	0	0	4	4	16	0	4
3	横断面形	度	~150	12	4	22	22	31	28	30
			151~210	23	27	19	12	12	15	20
			211~	0	0	0	0	0	0	0
4	土層深	m	0.5以下	0	0	0	0	0	0	0
			0.5~1.0以下	5	5	3	3	4	4	6
			1.0~2.0以下	8	9	7	7	10	9	10
			2.0超	15	18	15	15	20	19	20
5	齡級		1	26	31	25	25	35	32	34
			2~3	39	46	36	37	51	47	50
			4~7	28	33	28	28	37	34	36
			8~11	26	31	25	25	35	32	34
			12以上	23	27	22	22	31	28	30

注1 雨量による区分は次による。

多雨地域		非多雨地域	
栃木県	徳島県	北海道	福井県
東京都	愛媛県	青森県	山梨県
神奈川県	高知県	岩手県	長野県
富山県	福岡県	宮城県	滋賀県
石川県	佐賀県	秋田県	京都府
岐阜県	長崎県	山形県	大阪府
静岡県	熊本県	福島県	兵庫県
愛知県	大分県	茨城県	鳥取県
三重県	宮崎県	群馬県	島根県
奈良県	鹿児島県	埼玉県	岡山県
和歌山県	沖縄県	千葉県	広島県
山口県		新潟県	香川県

2 地質の区分は次による。

第1類 火山性の第四紀堆積物（シラス等の火山堆積物）

第2類 水成の第四紀堆積物（洪積砂礫等）

第3類 新第三紀層の堆積岩

第4類 古第三紀以前の堆積岩（古第三紀層、中生層、古生層）

第5類 火山岩（流紋岩、石英粗面岩、安山岩、玄武岩及びそれらの溶岩）

第6類 半深成岩・深成岩（花崗斑岩、石英斑岩、玢岩、輝緑岩、花崗岩、閃緑岩、斑
糲岩等）

第7類 変成岩（動力及び接触変成岩、片岩類、蛇紋岩等）

3 第1類及び第2類の傾斜について、メッシュ内に急崖がある場合は、91%以上とする。

4 樹種の区分は次による。

N : 針葉樹の混交歩合が75パーセント以上

L・NL : Lは広葉樹の混交歩合が75パーセント以上、NLはN・L以外
ただし、竹林はL・NLに含めるものとする。

5 竹林の齢級はメッシュ内又はその周辺の他の樹種の齢級とする。

6 無立木の齢級は、1齢級とする。

表-2 0次谷による山腹崩壊危険度点数表

調査項目	区分	点数
0次谷	0次谷の谷線が通過するメッシュ	15
	上記以外	0

表－3 収量比数区分による山腹崩壊危険度点数表

調査項目	区分	点数
収量比数 (Ry)	Ry < 0.6 (疎)	3
	0.6 ≤ Ry < 0.8 (中庸)	0
	0.8 ≤ Ry (密)	3

- ※ 収量比数 (Ry) の算出が困難な場合は、疎密度合を用いて、
- ・ Ry < 0.6 を「疎」
 - ・ 0.6 ≤ Ry < 0.8 を「中庸 (適切な管理がなされている)」
 - ・ 0.8 ≤ Ry を「密」
- としてそれぞれの収量比数区分に置き換えることができる。

表-4 地震による山腹崩壊危険度点数表

調査項目		区分	点数
震央又は活断層からの距離	km	5未満	9
		5以上 10未満	5
		10以上	1
斜面傾斜	%	0~40	0
		41~60	1
		61~80	4
		81以上	8
斜面横断面形	度	0~150	2
		151~270	3
		271以上	0
斜面長	m	0~100	5
		101~200	4
		201~300	2
		301以上	0
メッシュの斜面位置	%	0~30	3
		31~50	0
		51以上	3
斜面の状況		火山性(噴出岩)の地質 オーバーハングが有る 表面に転石・浮石が多い 風化・変質・亀裂が発達した岩	3
		風化・変質した岩 亀裂の発達した岩 土砂・粘質土	2
		上記以外	1
土層深	m	0.5以上	4
		0.5未満	1

注1 1の(1)のアの(ウ)のa~d及びfについては、調査項目「震央又は活断層からの距離」を5km未満として採点する。

2 活断層の位置は、政府の公表資料等においてその存在が確認されている。

表－5 落石による山腹崩壊危険度点数表

調査項目	区 分		点数
	剥 離 型	転 石 型	
発生源の 傾斜角	60 度以上	60 度以上	2
	60 度未満	60 度未満	1
落下の高さ	40 メートル以上		2
	40 メートル未満		1
岩石等の 安定状況	容易に岩目から欠ける。 下方に落下しているものが多 い。	落石の頻度大。 地上から浮き上がっている。 叩くと動揺する。	2
	上記以外	上記以外	1
落下斜面の 植生状況	無立木地、崩壊地、幼齢林、草生地、老齢疎林		2
	上記以外		1
地震の強さ	国土交通省告示第 597 号に示す Z の数値の地域区分	(1)	2
		(1) 以 外	1

注 「地震の強さ」については、1の(1)のアの(ウ)のa～eの地域は(1)とする。

表－6－1 山腹崩壊危険度判定表（多雨地域）

危険度	危険度点数が最高点のメッシュの点数
a ₁	135 点以上
b ₁	125 点以上 135 点未満
c ₁	100 点以上 125 点未満

表－6－2 山腹崩壊危険度判定表（非多雨地域）

危険度	危険度点数が最高点のメッシュの点数
a ₁	125 点以上
b ₁	115 点以上 125 点未満
c ₁	100 点以上 115 点未満

表－7 被災危険度判定表

危険度	公共施設等の種類及び数量
a ₂	公用若しくは公共用施設（道路を除く。）又は 10 戸以上の人家がある場合
b ₂	5 戸以上 10 戸未満の人家がある場合
c ₂	5 戸未満の人家又は道路がある場合

表－8 山腹崩壊危険地区の危険度判定表

危険度	危険度点数
A	a ₁ －a ₂ 、 a ₁ －b ₂ 、 b ₁ －a ₂
B	a ₁ －c ₂ 、 b ₁ －b ₂ 、 c ₁ －a ₂
C	b ₁ －c ₂ 、 c ₁ －c ₂ 、 c ₁ －b ₂

地すべり危険地区調査実施要領

1 調査対象地区の選定

- (1) 地すべり防止区域台帳、森林計画、空中写真、地形図、地質図等の既往の資料及び聞き取り等の調査により、次のア又はイに該当する地区を、調査対象地区として選定する。

ア 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 3 条により地すべり防止区域に指定された地区（法第 51 条第 1 項第 2 号に係るものに限る。以下「林野庁所管地すべり防止区域」という。）

イ ア以外の区域であって地すべり（地すべり性崩壊を含む。）している区域又は地すべりするおそれのある区域（以下「地すべり区域」という。）のうち次のいずれかに該当し、地すべりにより、公共施設等に直接被害を与えるおそれのある区域（地すべり区域に隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、又は誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれの極めて大きいもの（以下「誘発助長地域」という。）を含む。）

(ア) 「山地災害危険地区の再点検について」（平成 28 年 7 月 1 日付け 28 林整治第 514 号林野庁長官通知）に基づく調査により、地すべり危険地区と判定された地区

(イ) 地すべりが発生している地区

(ウ) 亀裂、陥没、隆起、沼地又は湿地の規則的な配列、異常な地下水の湧出、立木の傾倒等地すべりが発生する徴候がある地区

(エ) 溪岸侵食が著しく地すべりが発生するおそれがある地区

(オ) 過去に地すべりが発生した地区

(カ) 地形、地質条件が、次のいずれかに該当し、地すべりが発生するおそれがある地区

a 地形

a) 滑落崖等傾斜の著しい変移点をもっている地区

b) 一般的に地すべり頭部（上部）においては地すべり土塊の移動による急崖の地形である滑落崖が形成されており、滑落崖付近では等高線が馬蹄形や円弧状をしておりかつ等高線の間隔が縮まっている場合が多い。滑落崖から地すべり中央部にかけては等高線の形状が乱れてその間隔が広がり、地すべりの末端部では等高線間隔が縮まって舌状をしている場合が多い。

b 地質

a) 破砕帯又は断層線上にある地区

b) 流れ盤となっている地区

c) 基岩が温泉作用で変質している地区

d) キャップロック構造の地区

(キ) 聴き取り等の調査により、地すべりが発生するおそれがあると認められる地区

(2) 調査対象地区の区域は、ひとまとまりの公共施設等に直接被害を与えるおそれのある区域を単位として、地形との関係、公共施設等との関係等を考慮して定める。

(3) (1) のイの林野庁所管の国有林以外の調査対象地区については、都道府県の法第 51 条第 1 項第 1 号及び第 3 号ロに係る地すべり担当部局及び法第 51 条第 1 項第 3 号イに係る地すべり担当部局に協議するものとする。

なお、調査を担当する部局の決定は、法第 51 条の規定に準じて行う。

2 調査の実施

1により選定した調査対象地区について、次により、自然条件調査、公共施設等実態調査、保安林等指定状況調査、治山事業実施状況調査及び災害歴調査を実施する。

(1) 自然条件調査

地質図等の既往の資料及び現地調査により気象、地質、地況、植生及び地すべりの状況を調査する。

なお、地すべり防止工事等の施工地区については、着工前の状況を調査する。

くわえて、自然条件調査の実施にあつては、調査の効率化・高度化や土砂移動・亀裂等の経過観察においても有効であることなどから、リモートセンシング技術の活用を推奨する。

ア 気象

平均年降雨量、最大日雨量、最大積雪深を調査する。

イ 地質調査

基岩の地質時代、地層の走向、岩石の種類及び変質又は風化の状況、断層及び破碎帯の有無並びに分布、表層土の土質その他地すべりに関して特記すべき地質特性を調査する。

ウ 地況調査

滑落崖、亀裂、陥没、隆起、沼地、湿地、地下水の湧出等の有無を調査し、それらの位置、形状を地形図（縮尺は5千分の1を最大広域とする。）に記入する。

エ 植生調査

立木の傾倒、湿地植生等の有無及び分布を調査する。

オ 地すべりの状況調査

地すべりによる土塊移動の有無、移動範囲、移動方向等地すべり活動の状況を調査する。

(2) 公共施設等実態調査

ア 地すべりにより、直接被害を与えるおそれのある公共施設等の種類及び数量を調査する。

イ 調査対象地区に係る人家の戸数については、次によるものとする。

(ア) 住居の用に供している家屋については、1世帯を1戸とする。

(イ) 工場、旅館等は、従業員5人につき1戸とする。ただし、棟数が、計算により求められた戸数を上回る場合には、当該棟数とする。

(ウ) その他は、1棟を1戸とする。

(3) 保安林等指定状況調査

保安林の指定状況（保安林種、指定年月日及び指定区域面積）、保安施設地区の指定状況（指定年月日及び指定区域面積）、地すべり防止区域の指定状況（所管省庁、指定年月日及び指定区域面積）並びに砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域の指定の有無を調査する。

(4) 治山事業実施状況調査

ア 治山事業の実施状況について、実施年度、事業区分（復旧治山、予防治山、地すべり防止等）、主たる治山施設の種類、設置位置及び進捗状況を調査する。

イ 治山事業以外の事業の実施状況について、防災施設の種類及び設置位置を調査する。

(5) 災害歴調査

過去に発生した地すべりによる災害について、発生年月日及び被害の概要を調査する。

3 地すべり危険地区の危険度の判定

(1) 調査結果を地すべり危険地区ごとに別冊様式2に整理し、「表-1 地すべり危険度ランク判定表」により調査項目ごとに地すべり危険度ランクを判定する。

(2) 「表-2 地すべり危険度判定表」により危険度を、「表-3 被災危険度判定表」により、被災危険度を判定する。なお、当該地すべり危険地区における既往の治山事業等が概成（計画した一連の工事が完了）した場合は、「表-2 地すべり危険度判定表」に関わらず、原則、地すべり危険度を c_1 として判定する（以下「危険度低減」という。）。ただし、地域の防災上の観点等により、危険度低減を行うことが困難となる場合はこの限りではない。また、危険度低減を行う場合、以下の規定に留意する。

【留意規定】

(ア) 危険度低減にあつては、当該地すべり危険地区全体に係る既存施設の健全度に留意すること。具体的には、地すべり危険地区内に健全度Ⅲ又はⅣの治山施設

(地すべり防止施設)が存在する場合は、危険度低減を行わない。

(イ) 既往の山地災害危険地区調査により危険度低減が行われた地すべり危険地区において、その後の健全度評価により健全度がⅢ又はⅣの治山施設(地すべり防止施設)が確認された場合は、危険度低減を行う前の地すべり危険度に戻す。

(ウ) 危険度低減を行った地すべり危険地区において、その後、山地災害が発生した場合や、概成後に治山事業等が計画された場合は、危険度低減を行う前の地すべり危険度に戻す。

(3) (2)の判定結果及び「表-4 地すべり危険地区の危険度判定表」により、地すべり危険地区の危険度を判定する。

4 調査結果の取りまとめ

地すべり危険地区の調査及び判定結果は、別冊様式の様式2、様式4、様式7、様式10、図面1及び図面2に取りまとめる。

表－1 地すべり危険度ランク判定表

調査項目	判定項目	危険度ランク			
		a	b	c	d
地質	地層の走向	/	/	/	流れ盤
	岩石の変質又は風化の状況	/	/	著しい	ある
	断層及び破砕帯	/	/	破砕帯がある	断層がある
	表層土の土質	/	/	粘性土	/
地況	滑落崖、亀裂、陥没又は隆起	/	3種類ある	2種類ある	1種類ある
	沼地、湿地の規則的な配列、異常な地下水の湧出	/	3種類ある	2種類ある	1種類ある
植生	立木の傾倒等の異常	著しい	/	ある	/
地すべり状況	地すべり活動	移動している	過去に移動した	/	/

表－2 地すべり危険度判定表

危険度	表－1による危険度ランク数
a ₁	① aがある場合 ② bが2項目以上ある場合 ③ bが1項目及びcが3項目以上ある場合
b ₁	a ₁ 及びc ₁ 以外の場合
c ₁	dのみの場合

表－3 被災危険度判定表

危険度	公共施設等の種類及び数量
a ₂	公共若しくは公共用施設(道路を除く。)又は10戸以上の人家がある場合
b ₂	5戸以上10戸未満の人家がある場合
c ₂	5戸未満の人家又は道路がある場合

表－4 地すべり危険地区の危険度判定表

危険度	地すべり危険度と被災危険度の組み合わせ
A	a ₁ －a ₂ 、 a ₁ －b ₂ 、 b ₁ －a ₂
B	a ₁ －c ₂ 、 b ₁ －b ₂ 、 c ₁ －a ₂
C	b ₁ －c ₂ 、 c ₁ －c ₂ 、 c ₁ －b ₂

崩壊土砂流出危険地区調査実施要領

1 調査対象地区の選定

保安林台帳、保安施設地区台帳、地すべり防止区域台帳、治山台帳、森林計画、空中写真、地形図、地質図等の既存の資料及び聞き取り等の調査により、次の（１）から（３）までのいずれかに該当する地区を調査対象地区として選定する。

- （１） 「山地災害危険地区の再点検について」（平成 28 年 7 月 1 日付け 28 林整治第 514 号林野庁長官通知）に基づく調査により、崩壊土砂流出危険地区と判定された地区
- （２） おおむね 2 次谷から 3 次谷までの溪流の出口からおおむね 2 キロメートル以内に公共施設等がある地区（ただし、山腹崩壊又は地すべりの規模が大であって、土石流等が 2 キロメートル以上の範囲に流出するおそれがある場合に、土石流等が流出すると予想される範囲に公共施設等がある場合には、その地区を含む。）
- （３） 過去に土石流災害が発生した地区

2 調査の実施

1 により選定した調査対象地区について、既往の資料及び現地調査により荒廃発生源の調査、崩壊土砂流出区間の調査、公共施設等実態調査、保安林等指定状況調査、治山事業実施状況調査及び災害歴調査を実施する。

ただし、活動火山対策特別措置法の第 3 条において、「火山災害警戒地域」として指定された市町村にあつては、これらの調査に加え、噴火・泥流歴調査を実施する。

（１） 荒廃発生源の調査

ア 調査対象地区について、別記 1 又は別記 2 により、自然条件調査を実施し、山腹崩壊危険度又は地すべり危険度を判定する。

ただし、噴火・泥流歴調査を行った地区であつて、2 の（７）の調査の結果、火山泥流等のおそれがあると認められる地区にあつては危険度を a_1 とする。

イ 山腹崩壊危険度又は地すべり危険度が最も高く、かつ、公共施設等が所在する地区から最も遠い位置にあるメッシュを荒廃発生源として判定する。また、火山泥流等のおそれがあると認められる地区については、その最上部を荒廃発生源とする。

（２） 崩壊土砂流出区間の調査

（１）により判定した荒廃発生源の直下（溪床勾配 20 度以下の溪流）から、原則として溪流の出口までを崩壊土砂流出区間とし、次の調査を実施する。

なお、崩壊土砂流出区間の調査の実施にあつては、調査の効率化・高度化や土砂移動・亀裂等の経過観察においても有効であることなどから、リモートセンシング技術の活用を推奨する。

ア 転石の混入割合

混入割合が代表的な溪床を選定し、堆積土砂に占める転石（径 20 センチメートル以上）の割合を 10%括約で調査する。

イ 荒廃発生源の直下の溪床勾配

荒廃発生源の直下から下流 300 メートルの範囲の溪床勾配を度単位で計測する。

ウ 崩壊土砂流出区間の延長及び平均溪流幅

崩壊土砂流出区間の延長を 100 メートル単位で、平均溪流幅を 1 メートル単位で計測する。

エ 崩壊土砂流出区間の平均溪床勾配

崩壊土砂流出区間の平均溪床勾配を度単位で計測する。

(3) 公共施設等実態調査

ア 土石流等により、直接被害を与えるおそれのある公共施設等の種類及び数量を調査する。

イ 調査対象地区に係る人家の戸数については、次によるものとする。

(ア) 住居の用に供している家屋については、1 世帯を 1 戸とする。

(イ) 工場、旅館等は、従業員 5 人につき 1 戸とする。ただし、棟数が、計算により求められた戸数を上回る場合には、当該棟数とする。

(ウ) その他は、1 棟を 1 戸とする。

(4) 保安林等指定状況調査

保安林の指定状況（保安林種、指定年月日及び指定区域面積）、保安施設地区の指定状況（指定年月日及び指定区域面積）、地すべり防止区域の指定状況（所管省庁、指定年月日及び指定区域面積）並びに砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域の指定の有無を調査する。

(5) 治山事業実施状況調査

ア 治山事業の実施状況について、実施年度、事業区分（復旧治山、予防治山、地すべり防止等）、主たる治山施設の種類、設置位置及び進捗状況を調査する。

イ 治山事業以外の事業の実施状況について、防災施設の種類及び設置位置を調査する。

(6) 災害歴調査

過去に発生した土石流等による災害について、発生年月日及び被害の概要を調査する。

(7) 噴火・泥流歴調査

既往の資料及び現地調査により、噴火、火山泥流等の発生年月日及び発生状況等を調査する。

3 崩壊土砂流出危険地区の判定及び崩壊土砂流出危険地区の危険度の判定

(1) 崩壊土砂流出危険地区の判定

ア 調査結果を調査対象地区ごとに別冊様式の様式3に整理し、「表-1 崩壊土砂流出危険度点数表」により採点して、点数の計（以下「危険度点数」という。）を求める。

イ 3の(1)のアにより危険度点数が100点以上となった崩壊土砂流出区間を崩壊土砂流出危険地区と判定するとともに、崩壊土砂流出区間に流入する溪流の集水区域を表示する。

なお、過去に土石流災害が発生した地区で危険度点数が100点未満となった場合及び1の(1)により決定された地区で、100点未満となった箇所については、自然条件の大幅な変更がなく、かつ、公共施設等の移転等がない場合は100点に補正する。

ウ 崩壊土砂流出危険地区と判定された崩壊土砂流出区間について、次により面積を求める。

崩壊土砂流出区間の面積＝

崩壊土砂流出区間の延長×崩壊土砂流出区間の平均溪流幅×3

(2) 崩壊土砂流出危険地区の危険度の判定

ア 崩壊土砂流出危険地区と判定された調査対象地区について、「表-3 崩壊土砂流出危険度判定表」により崩壊土砂流出危険度を判定する。

なお、崩壊土砂流出区間に流入する溪流の集水区域（以下「集水区域」という。）が1.5km²（150ha）以上となる場合、以下の手順等に基づき想定流木量を算出し、集水区域あたりの想定流木量が100m³/km²以上となる場合は、「表-2 流木による崩壊土砂流出危険度点数表」より20点を補正点数とする（以下「流木補正」という。）。（集水区域が1.5km²（150ha）未満の場合であっても、過去の大雨による流木発生状況等を鑑み、必要に応じて同手順に基づき流木補正を行うことができる。）

【流木補正に係る手順】

① 流木流下区間の面積の算出

流木流下区間は、3の(1)のイにより危険度点数が100点以上となった崩壊土砂流出区間とし、流木流下区間の面積は3の(1)のウにより求めた面積を用いる。

流木流下区間の面積＝崩壊土砂流出区間の面積

② 想定流木量の算出

想定流木量は、①により算出した流木流下区間における立木量(m³)の総和を算出し、流出率を乗じる。

想定流木量(m³)＝

流木流下区間における立木量(m³)×流出率※

(※流出率は0.9程度とする)

③ 流木流下区間における集水区域あたりの想定流木量の算出

流木流下区間における集水区域あたりの想定流木量は、②で算出した想定流木量を崩壊土砂流出区間に流入する溪流の集水区域で除する。

集水区域あたりの想定流木量(m³/km²)＝

想定流木量(m³)÷崩壊土砂流出区間に流入する溪流の集水区域(km²)

イ 2の(1)のアの調査によって、山腹崩壊危険度又は地すべり危険度を判定した結果、溪流の出口から2キロメートル以内にある公共施設等の種類及び数量を用いて「表-4 被災危険度判定表」により被災危険度を判定する。

なお、当該崩壊土砂流出危険地区における治山事業等が概成(計画した一連の工事が完了)した場合は、「表-3 崩壊土砂流出危険度判定表」に関わらず、原則、崩壊土砂流出危険度をc₁として判定する(以下「危険度低減」という。)。ただし、地域の防災上の観点等により、危険度低減が困難な場合はこの限りではない。また、危険度低減を行う場合は以下に留意する。

【留意規定】

- (ア) 危険度低減にあつては、当該崩壊土砂流出危険地区全体に係る既存治山施設の健全度に留意すること。具体的には、崩壊土砂流出危険地区内に健全度Ⅲ又はⅣの治山施設が存在する場合は、危険度低減を行わない。
- (イ) 既往の山地災害危険地区調査により危険度低減が行われた崩壊土砂流出危険地区において、その後の健全度評価により健全度がⅢ又はⅣの治山施設が確認された場合は、危険度低減を行う前の崩壊土砂流出危険度に戻す。
- (ウ) 危険度低減を行った崩壊土砂流出危険地区において、その後、山地災害が発生した場合や、概成後に治山事業等が計画された場合は、危険度低減を行う前の崩壊土砂流出危険度に戻す。

ウ ア及びイの判定結果及び「表－5 崩壊土砂流出危険地区の危険度判定表」により、崩壊土砂流出危険地区の危険度を判定する。

4 調査結果の取りまとめ

崩壊土砂流出危険地区の調査及び判定結果等は、別冊様式の様式3、様式4、様式8、様式11、図面1及び図面2に取りまとめる。

表－1 崩壊土砂流出危険度点数表

調査項目	区分	点数
荒廃発生源の崩壊（地すべり）危険度	a ₁	56
	b ₁	48
	c ₁	40
	d ₁	0
転石の混入割合	10%未満	0
	10%以上 20%未満	5
	20%以上 30%未満	20
	30%以上	9
荒廃発生源直下の溪床勾配	9° 未満	0
	9° 以上 14° 未満	5
	14° 以上 19° 未満	14
	19° 以上	27
崩壊土砂流出区間の延長	200m未満	0
	200m以上 500m未満	14
	500m以上	37
平均溪床勾配	5° 未満	0
	5° 以上 8° 未満	8
	8° 以上 11° 未満	16
	11° 以上 16° 未満	24
	16° 以上	30

注 d₁：荒廃発生源の崩壊危険度が 100 点未満のもの及び地すべり危険度が a₁、b₁、c₁以外のもの。

表－2 流木による崩壊土砂流出危険度点数表

調査項目	区分	点数
流木流下区間における集水区域あたりの想定流木量 (m ³ /km ²)	100m ³ /km ² 以上	20
	100m ³ /km ² 以上	0

表一3 崩壊土砂流出危険度判定表

危険度	危険度点数
a ₁	140 点以上
b ₁	120 点以上 140 点未満
c ₁	100 点以上 120 点未満

表一4 被災危険度判定表

危険度	公共施設等の種類及び数量
a ₂	公用若しくは公共用施設（道路を除く。）又は 10 戸以上の人家がある場合
b ₂	5 戸以上 10 戸未満の人家がある場合
c ₂	5 戸未満の人家又は道路がある場合

表一5 崩壊土砂流出危険地区の危険度判定表

危険度	危険度点数
A	a ₁ -a ₂ 、 a ₁ -b ₂ 、 b ₁ -a ₂
B	a ₁ -c ₂ 、 b ₁ -b ₂ 、 c ₁ -a ₂
C	b ₁ -c ₂ 、 c ₁ -c ₂ 、 c ₁ -b ₂

附則（昭和 53 年 7 月 17 日 53 林野治第 1817 号）

この要領は、昭和 53 年 7 月 17 日から施行する。

附則（昭和 54 年 7 月 18 日 54 林野治第 1842 号）

この改正は、昭和 54 年 7 月 18 日から施行する。

附則（昭和 60 年 5 月 15 日 60 林野治第 1579 号）

この改正は、昭和 60 年 5 月 15 日から施行する。

附則（平成 3 年 9 月 24 日 3 林野治第 2741 号）

この改正は、平成 3 年 9 月 24 日から施行する。

附則（平成 7 年 10 月 20 日 7 林野治第 2914 号）

この改正は、平成 7 年 10 月 20 日から施行する。

附則（平成 18 年 7 月 3 日 18 林整治第 520 号）

この改正は、平成 18 年 7 月 3 日から施行する。

附則（平成 28 年 7 月 1 日 28 林整治第 514 号）

この改正は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附則（令和 6 年 3 月 27 日 5 林整治第 2055 号）

この改正は、令和 6 年 3 月 27 日から施行する。

【機密性2情報】

【局内限り】

(別冊様式)

山地災害危険地区調査取りまとめ様式及び図面作成要領

(別冊様式)

様式1-1

山腹崩壊危険地区調査表

調査番号	-	地区名	[国・民・民直]	位置	市 町 大字 字 (林班)	(調査年月日)
					緯度 (度単位10進数形式)	経度 (度単位10進数形式)

調査地区選定の理由		指定年月日		保安林種		指定区域面積																										
保安林・保安施設地区の指定						ha																										
地すべり防止区域の指定		所管省庁		指定年月日		指定区域面積																										
						ha																										
自然条件調査	地質	基岩の地質時代	岩石の種類	地層の走向・傾斜	風化の状況	断層の有無	破碎帯の有無																									
		特記事項		傾斜 (メッシュ内急崖の有無・地質区分第1・2類のみ)		地質の類別区分																										
	メッシュ番号	地況				林況				点 数 計	1	2	3	4	5	6	7															
		傾斜	縦断面形	横断面形	土層深	0次谷	樹種	林種	林齢									取量比	崩壊地有	地震	落石	計	補正加算点	合計	保安林種							
	%	点数	形	点数	度	点数	m	点数	該	点数	樹種	NL等	年齢	点数	区分	点数	計															
	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
	5																															
6																																
7																																
8																																
9																																
10																																
危険度の判定 (最高点メッシュ)		メッシュ番号	点数計		補正点数			合計	山腹崩壊危険度																							
					崩壊地有	地震	落石		a ₁ b ₁ c ₁																							
面積		調査地区の面積 ※調査メッシュの数		ha		危険地区の面積 ※100点以上のメッシュの数		ha																								
		()		()		()		()																								
微地形情報 (該当は下段に○)		亀裂・段差地形			線状凹地・二重稜線		地すべり地形		その他 (内容を記載)																							
									()																							

公共施設等の実態調査	人家	公用・公共用施設 (道路を除く)		道路		その他	
	人家数	種類	数量	種類	数量	種類	数量
調査結果	判定区分 (最上位のもの)			被災危険度		a ₂ b ₂ c ₂	

他の法令による指定の有無

- 砂防指定地区
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域

事業進捗状況

区分	進捗状況
治山事業	概成・一部概成・未成・未着手
事業	概成・一部概成・未成・未着手
治山事業以外の施設	有・無

備考 (災害歴・危険度見直し)

危険度判定表

危険地区番号	-	
山腹崩壊危険度	a ₁	b ₁ c ₁
被災危険度	a ₂	b ₂ c ₂
健全度評価Ⅲ・Ⅳ	有・無	
危険地区の危険度判定	A B C	
▼危険度低減後		
山腹崩壊危険度	a ₁	b ₁ c ₁
被災危険度	a ₂	b ₂ c ₂
危険地区の危険度判定	A B C	
面積	調査区域 () ha	
	100点以上のメッシュ数 () ha	
保安林等の指定	有・無	
他の法令の指定	有・無	
荒廃状況 (崩壊)	有・無	

年度の調査結果

- 山腹崩壊危険地区
- 地すべり危険地区
- 崩壊土砂流出危険地区
- 危険地区でなかった

A B C

〔注意事項〕

- 1 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。
- 2 本表は、調査地区1地区ごとに作成するものとし、記載方法等は次による。
 - (1) 調査番号欄は、市町村ごとに一連番号とする。
 - (2) 地区名欄は通称名等を付すが、他の調査地区と同一名称にならないように留意する。また、地区名欄の〔 〕内には、必ず、調査地区の国有林（国）、民有林（民）又は民有林直轄事業区域（民直）の別を○で囲む又は記載する。（記号又は字句の記載がある欄は、該当事項を○で囲む。以下同じ。）

同一地区内に国有林、民有林が存在する場合は、（国・民）の両方を○で囲む又は記載する。
 - (3) 位置欄には、国有林にあつては林班名まで記載する。

緯度・経度の計測にあつては現地計測のほかGISも利用できることとし、計測箇所は調査対象地区の源頭部（最高標高点）とする。

緯度・経度は度数10進数形式で、少数第6位まで記入する。
 - (4) 調査年月日欄には、本表を作成した年月日を記載する。
 - (5) 調査地区選定の理由欄には、別記2の1の（1）に基づく選定理由及び特記すべき事項を簡明に記載する。
 - (6) 自然条件調査欄は、次により記載する。
 - ア 地質欄は、調査地区について調査項目ごとに調査した結果を簡明に記載し、特記事項欄に、特に顕著な地質特性等を付記する。

また、地質の類別区分欄は、調査で把握した地質及び別記1の表-1-1、表-1-2の注2の地質区分によって地質の類別を決定し、該当する類別番号を表示する。
 - イ メッシュ番号は、原則として、山腹の上方部からの一連番号とする。なお、調査区域が狭小でメッシュを省略した場合は、当該箇所を1個のメッシュとして取り扱う。
 - ウ 地況、林況欄には、メッシュごとに各項目の調査数値等を記載する。なお、林況の樹種欄は、メッシュ内の代表樹種名を記載し、林種欄には、別記1の表-1-1、表-1-2の注4の区分によって林種（N、L・NL）を記載する。
 - エ 縦断面形の「形」は凹、平、複、凸を記載する。
 - オ 0次谷の谷線が通過するメッシュには該当欄に「○」を記載する。
 - カ 収量比数の区分欄には、「疎」「密」のいずれかを記入し、「中庸」となる場合は空欄とする。
 - キ 各項目の点数欄には、調査数値等及び別記1の「表-1-1山腹崩壊危険度点数表（多雨地域）」及び「表-1-2山腹崩壊危険度点数表（非多雨地域）」により採点した危険度点数を記載し、横計をとり点数計欄に記載する。（ただし、林種は除く。）
 - ク 荒廃状況等の崩壊地有欄には、調査地区の山腹面に現に崩壊地等がある場合で、かつ、地況、林況の危険度点数計が100点未満のメッシュの場合にのみ、合計欄が100点となるよう補正点数（100点-点数計）を記載する。（注、崩壊があつても、点数計が危険地区判定の境界値100点以上の場合は補正しない。）
 - ケ 荒廃状況等の地震欄は、別記1の地震調査を行った場合にのみ、様式1-2から該当するメッシュ番号の補正点数を記載する。
 - コ 荒廃状況等の落石欄は、別記1の落石調査を行った場合にのみ、様式1-2から該当するメッシュ番号の補正点数を記載する。

- サ 荒廃状況等の計欄には、崩壊地有、地震及び落石欄の合計点数を記載する。ただし、地震及び落石の調査を行い、これらの補正点数が各々20点以上となった場合は、高い方の点数を合計点数に含めるものとする。
- シ 補正加算点欄は、前回の調査で山腹崩壊危険地区と決定された地区で危険度点数がすべて100点未満になった場合で、危険度点数の合計が最高となったメッシュの場合にのみ、合計欄が100点となるよう補正点数（100点－点数計）を記載する。
- ス 調査結果の危険度の判定欄には、危険度点数の合計が最高となったメッシュの番号及び点数を記載（補正がある場合には補正点数を分けて記載）し、その合計点数が100点以上である場合、危険地区として判定して、点数及び別記1の表－6－1、表－6－2により山腹崩壊危険度を判定し、該当欄に表示する。
- セ 面積欄には、調査地区が2分の1以上含まれるメッシュの数により調査地区の面積を、また、危険度点数が100点以上のメッシュの数により危険地区の面積をそれぞれ記載する。
なお、面積の一部に所管外の民有林又は国有林を含む場合は、その含む面積を（ ）内書きで記載する。
- (7) 公共施設等の実態調査欄は、次により記載する。
- ア 公共施設等の各欄には、調査地区に係る人家数（従業員数により換算したものを含む。）、公用・公共用施設（道路を除く。）及び道路の種類、数量（戸数、施設数、延長等）を記載する。
- イ 調査結果の判定区分欄には、人家、公用・公共用施設のうち被災危険度の判定上最上位のものを記載し、別記1の表－7により被災危険度を判定し、該当欄に表示する。
- (8) 保安林等の指定欄は、調査地区の全部又は一部が、保安林又は保安施設地区に指定されている場合に記載する。この場合、調査地区内の保安林等の種類（略号）を該当するメッシュの欄にも記載する。
- (9) 地すべり防止区域の指定欄には、調査区域の全部又は一部が、地すべり防止区域に指定されている場合に記載する。
- (10) 他の法令による指定の有無欄には、調査地区の全部又は一部が砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域に指定されている場合に「有」と記載する。
- (11) 事業進捗状況欄には、調査地区における治山事業または、その他事業（他所管の施設など）についての実施状況（治山事業の場合は様式4の危険地区付属表による。）により概成、一部概成、未成、未着手の別を表示する。
また、治山事業以外の施設欄には、その有無を表示する。
なお、概成とは、計画した一連の工事が完了した場合をいい、一部概成とは、計画した一連の工事のうち一部の箇所に対する工事のみが完了した場合をいう。また、未成とは、計画した工事の全部又は一部が完了していない場合をいう。
- (12) 危険度判定表は、次により記載する。
- ア 危険地区の番号欄は、市町村（番号）ごとに一連番号として記載する。
- イ 山腹崩壊危険度欄及び面積欄には自然条件調査の結果を、被災危険度欄には公共施設等の実態調査結果を、また、保安林等、他の法令の指定欄には、それぞれの調査結果を再掲して記載する。
なお、荒廃状況欄は、自然条件調査のメッシュのいずれかに崩壊地がある場合は、メッシュの点数にかかわらず、「有」として表示する。
- ウ 危険地区の危険度判定欄は、危険度を別記1の表－8により判定し、表示する。

- エ 危険度低減後欄は、危険度を低減する場合に記載する。危険度低減を行わない場合、又は低減した危険度を戻す場合は空欄とする。
- (13) 前回の調査結果欄は、危険地区の全部又は一部が、前回の調査により、山地災害危険地区に判定されている場合に、その種類及び危険度を表示する。
- (14) 備考欄には、当該危険地区において過去に発生した災害（様式4の危険地区付属表による。）の発生年月日、災害名、危険度見直しの状況等を記載する。

地すべり危険地区調査表

調査番号	—	地区名	[国・民・民直]	位置	市 町 村	大字 字	(林班)	
	緯度					経度		
					<small>(度単位10進数形式)</small>	<small>(度単位10進数形式)</small>		

(調査年月日)
 (調査者)

調査地区選定の理由									
保安林・ 保安施設地区の指定	指定年月日	保安林種		指定区域面積					
				ha					
地すべり防止区域の指定	所管省庁	指定年月日		指定区域面積					
	林野庁			ha					
自然条件調査	気象	平均年降雨量	mm	最大日雨量	mm	最大積雪深	cm		
	地質	地質時代			地層名				
		岩石の種類			特記事項				
		判定項目		危険度ランク					
				a	b	c	d		
		地層の走向		/				<input type="checkbox"/> 流れ盤	
		岩石の変質又は風化の状況		/		<input type="checkbox"/> 著しい		<input type="checkbox"/> ある	
	地況	断層及び破碎帯		/		<input type="checkbox"/> 破碎帯がある		<input type="checkbox"/> 断層がある	
		表層土の土質		/		<input type="checkbox"/> 粘性土		/	
		滑落崖、亀裂、陥没又は隆起		/		<input type="checkbox"/> 3種類ある		<input type="checkbox"/> 2種類ある	
沼地、湿地の規則的な配列 異常な地下水の湧出		/		<input type="checkbox"/> 3種類ある		<input type="checkbox"/> 2種類ある			
植生	立木の傾倒等の異常		/		<input type="checkbox"/> 著しい		<input type="checkbox"/> ある		
	地すべり状況		/		<input type="checkbox"/> 移動している		<input type="checkbox"/> 過去に移動した		
調査結果	危険度の判定 (危険度ランク計)		a	b	c	d	地すべり危険度		
							a ₁ b ₁ c ₁		
	面積		地すべり区域		誘発助長区域		面積計		
			() ha		() ha		() ha		

公共施設等の 実態調査	人家	公用・公共用施設 (道路を除く)		道路		その他		
	人家数	種類	数量	種類	数量	種類	数量	
	調査結果		判定区分 (最上位のもの)		被災危険度		a ₂ b ₂ c ₂	

他の法令による指定の有無
<input type="checkbox"/> 砂防指定地区
<input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域
<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域

事業進捗状況	
区分	進捗状況
治山事業	概成・一部概成・未成・未着手
事業	概成・一部概成・未成・未着手
治山事業以外の施設	有・無

備考 (災害歴・危険度見直し)

年度の調査結果	
<input type="checkbox"/> 山腹崩壊危険地区	} A B C
<input type="checkbox"/> 地すべり危険地区	
<input type="checkbox"/> 崩壊土砂流出危険地区	
<input type="checkbox"/> 危険地区でなかった	

危険度判定表		
危険地区番号		
—		
危険度	地すべり危険度	a ₁ b ₁ c ₁
	被災危険度	a ₂ b ₂ c ₂
	健全度評価Ⅲ・Ⅳ	有・無
	危険地区の危険度判定	A B C
	▼危険度低減後	
	地すべり危険度	a ₁ b ₁ c ₁
被災危険度	a ₂ b ₂ c ₂	
危険地区の危険度判定	A B C	
危険地区面積	() ha	
保安林等の指定	有・無	
地すべり防止区域指定	有・無	
他の法令の指定	有・無	
荒廃状況(地すべり)	有・無	

〔注意事項〕

- 1 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。
- 2 本表は、調査地区1地区ごと（一の地すべり防止区域を区分した場合も同じ。）に作成するものとし、記載方法等は次による。
 - (1) 調査番号欄は、市町村ごとに一連番号とする。
 - (2) 地区名欄には通称名等を付すが、他の調査地区と同一名称にならないよう留意する。ただし、調査地区が地すべり防止区域である場合はこれと同一名称（地すべり防止区域を分割した場合は（）で枝番号を付する。）とする。

地区名欄の〔 〕内には、必ず、調査地区の国・民・民直の別を○で囲む又は記載する。（記号又は字句の記載がある欄は、該当事項を○で囲む。以下同じ。）

同一地区内に国有林、民有林が存在する場合は、（国・民）の両方を○で囲む又は記載する。
 - (3) 位置欄には、国有林にあつては林班名まで記載する。

緯度・経度の計測にあたっては現地計測のほかGISも利用できることとし、計測箇所は調査対象地区の源頭部（最高標高点）とする。

緯度・経度は度数10進数形式で、少数第6位まで記入する。
 - (4) 調査年月日欄には、本表を作成した年月日を記載する。
 - (5) 調査地区選定の理由欄には、別記2の1の（1）に基づく選定理由及び特記すべき事項を簡明に記載する。
 - (6) 自然条件調査欄は次により記載する。
 - ア 気象欄の雨量及び積雪深は、調査地区又は最寄りの地域における記録等によって記載する。
 - イ 地質欄については、基岩の地質時代（第三紀、中古生層等）、地層名（秩父等）、岩石の種類（結晶片岩、泥岩等）をそれぞれの項目の欄に記載し、特記事項欄に、温泉変質、断層、破碎帯、キャップロック等地質について特記すべき事項を記載する。
 - ウ 地質欄の判定項目、地況、植生及び地すべり状況欄の判定欄の判定項目について調査した結果を、危険度ランク欄の該当事項により表示する。
 - エ 調査結果の危険度の判定欄には、別記2の表-1の危険度ランクの区分（a、b、c、d）ごとに該当項目数（ランクの数）を記載し、ランクの数及び別記2の表-2により判定した地すべり危険度を該当欄に表示する。
 - オ 面積欄には、危険地区内の地すべり区域の面積、誘発助長区域の面積及び合計面積を記載する。ただし、地すべり区域に隣接する誘発助長区域等が明確でない場合は、地すべり区域の面積欄に一括して記載する。

なお、面積の一部に所管外の民有林又は国有林を含む場合は、その含む面積を（ ）書きで記載する。
 - (7) 公共施設等の実態調査欄は、次により記載する。
 - ア 公共施設等の各欄には、調査地区に係る人家数（従業員数により換算したものを含む。）、公用・公共用施設（道路を除く。）及び道路の種類、数量（戸数、施設数、延長等）を記載する。
 - イ 調査結果の判定区分欄には、人家、公用・公共用施設のうち被災危険度の判定上最上位のものを記載し、別記2の表-3により被災危険度を判定し、該当欄に表示する。
 - (8) 保安林等の指定欄は、調査地区の全部又は一部が、保安林又は保安施設地区に指定されている場合に記載する。この場合、調査地区内の保安林等の種類（略号）を該当するメッシュの欄にも記載する。

- (9) 地すべり防止区域の指定欄は、調査区域の全部又は一部が、地すべり防止区域に指定されている場合に記載する。
- (10) 他の法令による指定の有無欄には、調査地区の全部又は一部が砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域に指定されている場合に「有」と記載する。
- (11) 事業推進状況欄には、調査地区における治山事業又はその他事業（他所管の施設など）についての実施状況（治山事業の場合は様式4の危険地区付属表による。）により概成、一部概成、未成、未着手の別を表示する。
- また、治山事業以外の施設欄には、その有無を表示する。
- なお、概成とは、計画した一連の工事が完了した場合をいい、一部概成とは、計画した一連の工事のうち一部の箇所に対する工事のみが完了した場合をいう。また、未成とは、計画した工事の全部又一部が完了していない場合をいう。
- (12) 危険度判定表は、次により記載する。
- ア 危険地区の番号欄は、市町村（番号）ごとに一連番号として記載する。なお、危険地区が地すべり防止区域であるときは、地すべり防止区域名を〔 〕内に記載し、地すべり防止区域を区分したものであるときは名称の後に、必ず、区分番号を付記する。

例：1-3	〔東西～1〕
市	危 防 区
町	険 止 分
村	地 区 番
番	区 域 号
号	番 名
	号

- イ 地すべり危険度欄及び面積欄は自然条件の調査結果を、被災危険度欄は、公共施設等の調査結果を、また、保安林等、地すべり防止区域指定、他の法令の指定状況欄には、それぞれの調査結果を再掲する。
- なお、荒廃状況欄は、自然条件調査の地すべり状況（地すべり活動）欄に該当事項がある場合（移動している又は過去に移動した）は、「有」として表示する。
- ウ 危険地区の危険度判定欄は、危険度を別記2の表-4により判定し、該当欄に表示する。
- エ 危険度低減後欄は、危険度を低減する場合に記載する。危険度低減を行わない場合、又は低減した危険度を戻す場合は空欄とする。
- (13) 前回の調査結果欄は、危険地区の全部又は一部が、前回の調査により、山地災害危険地区に判定されている場合に、その種類及び危険度を表示する。
- (14) 備考欄には、当該危険地区において過去に発生した災害（様式4の危険地区付属表による。）の発生年月日、災害名、危険度見直しの状況等を記載する。

崩壊土砂流出危険地区調査表

調査番号 地区名 [国・民・民直] 位置 市町村 大字 字 (林班) (調査年月日) (調査者) 緯度 (度単位10進数形式) 経度 (度単位10進数形式)

調査地区選定の理由 指定年月日 保安林種 指定区域面積 ha 所管省庁 指定年月日 指定区域面積 ha

山腹崩壊危険地区メッシュ (最高点のメッシュ) 荒廃 地質の傾斜 縦断面形 横断面形 土層深 0次谷 樹種 林種 林齢 収量比 補正点数 計 山腹崩壊危険度 崩壊地の有無 地すべり危険地区 荒廃 危険地区の番号 時地代質の 地層の走向 変質岩・石風の化 破断砕帯層 の表土層土 陥没隆起 滑落崖亀裂 地下水湧出 沼地湿地 立木傾倒等 地すべり活動 判定ランク計 a b c d 危険度 地すべり (地すべりの有無又ははb) a

公共施設等の実態調査 人家 公用・公共用施設 (道路を除く) 道路 その他 人家数 種類 数量 種類 数量 種類 数量 調査結果 判定区分 (最上位のもの) 被災危険度 a2 b2 c2

他の法令による指定の有無 砂防指定地区 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害警戒区域

事業進捗状況 区分 進捗状況 治山事業 概成・一部概成・未成・未着手 事業 概成・一部概成・未成・未着手 治山事業以外の施設 有・無

備考 (災害歴・危険度見直し)

危険度判定表 危険地区番号 崩壊土砂流出危険度 a1 b1 c1 被災危険度 a2 b2 c2 健全度評価Ⅲ・Ⅳ 有・無 危険地区の危険度判定 A B C 危険度低減後 崩壊土砂流出危険度 a1 b1 c1 被災危険度 a2 b2 c2 危険地区の危険度判定 A B C 危険地区面積 () ha 保安林等の指定 有・無 地すべり防止区域指定 有・無 他の法令の指定 有・無 荒廃状況(崩壊又は地すべり) 有・無

自然条件調査 荒廃発生源 崩壊土砂流出区間 危険度 点数 転石の混入割合 荒廃発生源直下の溪床勾配 平均溪流幅及び延長 崩壊土砂流出区間の平均溪床勾配 a1 (火山) 混入率 点数 溪床勾配 点数 平均溪流幅 延長 点数 高低差 平均溪床勾配 点数 a1 b1 c1 % 度 m m m 度 流木補正 集水区域 流木流下区間 (危険地区面積) 想定流量 集水区域あたりの想定流量 or立木密度 点数 () ha () ha m3 m3/km2 調査結果 危険度の判定 点数計 補正加算点 総点数 崩壊土砂流出危険度 a1 b1 c1

年度の調査結果 山腹崩壊危険地区 地すべり危険地区 崩壊土砂流出危険地区 危険地区でなかった A B C

〔注意事項〕

- 1 用紙の規定は、日本工業規格A4判とする。
- 2 本表は、調査地区1地区ごとに作成するものとし、記載方法は次による。
 - (1) 調査番号欄は、市町村ごとに一連番号とする。
 - (2) 地区名欄は崩壊土砂流出区間の溪流名等を記載するが、他の調査地区と同一名称にならないよう留意する。また、地区名欄の〔 〕内には、必ず、調査地区の国・民・民直の別を○で囲む又は記載する。（記号又は字句の記載がある欄は、該当事項を○で囲む。以下同じ。）

同一地区内に国有林、民有林が存在する場合は、（国・民）の両方を○で囲む又は記載する。
 - (3) 位置欄には、崩壊土砂流出区間の最下流端の地区の字名を記載する。

緯度・経度の計測にあたっては現地計測のほかGISも利用できることとし、計測箇所は荒廃発生源とする。

緯度・経度は度数10進数形式で、少数第6位まで記入する。
 - (4) 調査年月日欄には、本表を作成した年月日を記載する。
 - (5) 調査地区選定の理由欄には、別記3の1に基づく選定理由及び特記すべき事項を簡明に記載する。
 - (6) 荒廃発生源の調査欄及び自然条件調査欄は次により記載する。
 - ア 荒廃発生源の調査欄は、荒廃発生源と判定した山腹崩壊危険地区メッシュ（崩壊危険度点数100点以上のメッシュのうち最高点のメッシュ）又は地すべり危険地区のいずれかについて記載する。記載及び判定の方法等は、様式1-1山腹崩壊危険地区調査表又は様式2地すべり危険地区調査表の注意事項に準ずる。
 - イ 自然条件調査の荒廃発生源欄は、様式4危険地区付属表の噴火・火山泥流歴調査の結果、火山泥流等のおそれがあると認められる地区にあつては、危険度を a_1 とし、それ以外の地区にあつては、上記アの荒廃発生源調査の山腹崩壊危険度又は地すべり危険度を表示し、崩壊土砂流出区間（崩壊土砂流出区間＝荒廃発生源直下（溪床勾配 20° 以下の溪流）から、原則として溪流の出口までの区間）欄には、項目ごとの調査の結果を記載の上、別記3の表-1により採点した崩壊土砂流出危険度点数をそれぞれ記載する。
 - ウ 流木補正には、集水区域あたりの想定流木量から別記3の表-2により判定した点数を記載する。
 - エ 調査結果の危険度の判定欄には、崩壊土砂流出危険度の点数計及び総点数を記載し、総点数が100点以上のものについて別記3の表-3により崩壊土砂流出危険度を判定し、該当欄に表示する。
 - オ 補正加算点欄は、前回の調査で崩壊土砂流出危険地区と決定された地区で危険度点数が100点未満になった場合にのみ、総点数欄が100点となるよう補正点数（100点一点数計）を記載する。
 - カ 集水区域欄には、崩壊土砂流出区間に流入する溪流の集水面積を記載する。

なお、面積の一部に所管外の民有林又は国有林を含む場合は、その面積を（ ）内書きで記載する。
 - キ 流木流下区間（危険地区面積）欄には、「崩壊土砂流出区間の延長（m）×（溪流の平均幅（m）×3）」により算定（ $h a$ 単位）した危険地区の面積を記載する。

なお、面積の一部に所管外の民有林又は国有林を含む場合は、その面積を（ ）内書きで記載する。
- (7) 公共施設等欄の実態調査欄は、次により記載する。
 - ア 公共施設等の各欄には、調査地区に係る人家数（従業員数により換算したものを含む。）、公用・公共用施設（道路を除く。）及び道路の種類、数量（戸数、施設数、延長等）を記載する。
 - イ 調査結果の判定区分欄は、人家、公用・公共用施設のうち被災危険度の判定上最上位のものを記載し、別記3の表-4により被災危険度を判定し、該当欄に表示する。

- (8) 保安林等の指定欄は、調査地区の全部又は一部が、保安林又は保安施設地区に指定されている場合に記載する。
- (9) 地すべり防止区域の指定欄は、調査地域の全部又は一部が、地すべり防止区域に指定されている場合に記載する。
- (10) 他の法令による指定の有無欄には、調査地区の全部又は一部が砂防指定地区、急傾斜崩壊危険地区又は土砂災害警戒区域に指定されている場合に「有」と記載する。
- (11) 事業進捗状況欄には、調査地区における治山事業またはその他の事業（他所管の施設など）についての実施状況（治山事業の場合は様式4の危険地区付属表による。）により概成、一部概成、未成、未着手の別を表示す。
- また、治山事業以外の施設欄には、その有無を表示する。
- なお、概成とは、計画した一連の工事が完了した場合をいい、一部概成とは、計画した一連の工事のうち一部の箇所に対する工事のみが完了した場合をいう。また、未成とは、計画した工事の全部又は一部が完了していない場合をいう。
- (12) 危険度判定表は、次により記載する。
- ア 危険地区の番号欄は、市町村（番号）ごとに一連番号として記載する。
- イ 崩壊土砂流出危険度欄及び危険地区面積欄は自然条件の調査結果を、被災危険度欄は公共施設等の調査結果を、また、保安林等、地すべり防止区域指定、他の法令の指定欄には、それぞれの調査結果を再掲する。
- なお、荒廃状況欄は、荒廃発生源調査の荒廃の有無欄において山腹崩壊地又は地すべり活動がある場合は「有」として表示する。
- ウ 危険地区の危険度判定欄は、危険度を別記3の表-5により判定し、該当欄に表示する。
- エ 危険度低減後欄は、危険度を低減する場合に記載する。危険度低減を行わない場合、又は低減した危険度を戻す場合は空欄とする。
- (13) 前回の調査結果欄は、危険地区の全部又は一部が、前回の調査により、山地災害危険地区に判定されている場合に、その種類及び危険度を表示する。
- (14) 備考欄には、当該危険地区において過去に発生した災害（様式4の危険地区付属表による。）の発生日、災害名、危険度見直しの状況等を記載する。

様式 4

危険地区付 属 表

(危険地区番号 -)

(1) 治山事業実施状況 (着手年度: 年度)

年度	事業区分	施 設 の 種 類 ・ 数 量 等	本 工 事 費
			千円

(2) 実施経過 (調査以降)

年度	事業区分	施 設 の 種 類 ・ 数 量 等	本 工 事 費
			千円

(3) 災害歴

発生年月日	災 害 名 ・ 要 因	被 害 の 状 況	被 害 額

(4) 噴火・泥流歴

発生年(月日)	災 害 名 ・ 要 因	被 害 の 状 況	被 害 額

注意事項

- 1 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。
- 2 本表は様式 1-1、様式 1-2、様式 2 及び様式 3 の各危険地区調査表の付属表として調査地区 1 地区ごとに作成するものとし、記載方法は次によること。
 - (1) 治山事業実施状況欄には、治山台帳に搭載されている範囲内で当該調査地区についての実施状況を記載する。
 - (2) 災害歴の欄には、当該調査地区において過去に発生した災害について記載する。
 - (3) 噴火・泥流歴欄には、当該調査地区において過去に発生した災害について記載する。
 - (4) 危険地区見取図は、危険地区の区域、地すべり区域の平面図及び縦断面図、危険地区と公共施設等との関係及び治山施設等を図示する。

危険地区見取図	

様式5

山地災害危険地区数及び面積集計表

(面積：ha)

(都道府県名)

(森林管理局名)

の有無別等	の有無別の	治山工事	山腹崩壊危険地区						地すべり危険地区						崩壊土砂流出危険地区						合計					
			国有林		民有林		計		国有林		民有林		計		国有林		民有林		計		国有林		民有林		計	
			地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
保安施設地区指定 (有)	有	着手済																								
		未着手																								
		小計																								
	無	着手済																								
		未着手																								
		小計																								
	計	着手済																								
		未着手																								
		小計																								
保安施設地区指定 (無)	有	着手済																								
		未着手																								
		小計																								
	無	着手済																								
		未着手																								
		小計																								
	計	着手済																								
		未着手																								
		小計																								
合計	有	着手済																								
		未着手																								
		小計																								
	無	着手済																								
		未着手																								
		小計																								
	計	着手済																								
		未着手																								
		小計																								

注意事項

- 1 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。
- 2 本表は、都道府県ごとに一様に作成する。
- 3 民直区域は、民有林欄に含めて計上する。
- 4 集計に当たっては様式9、様式10及び様式11を集計して作成する。

崩壊土砂流出危険地区一覧表

危険地区番号		地区の指定	保安林・保安施設	地すべり防止区域の指定	他の法令の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	事業進捗状況		位置			公共施設等					被災危険度	荒廃発生源			崩壊土砂流出区間						崩壊土砂流出危険度	※危険度低減	備考										
									治山事業	その他事業	市町村	大字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設	(道路除く)		道路	火山	山腹	地すべり	地質の類別区分	転石の混入割合	発生源直下の渓床勾配	溪流延長	平均渓床勾配				流木補正	点数	補正	総	追加	総				
市町村	地区																																								

注意事項

- 1 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。
- 2 本表は、国有林、民有林（民直含む。）別に作成すること。
- 3 本表は、様式3の崩壊土砂流出危険地区調査表により作成するものとし、記載方法は次によるほか、様式3の注意事項による。
 - (1) 記載順序は、市町村の番号及び危険地区の番号順に列記する。
 - (2) 保安林・保安施設地区の指定欄には、保安林の種類（水源かん養、土砂流出防備など）または保安施設地区と記載する。兼種の場合は「・」で区切る。
 - (3) 公共施設等欄の人数は、該当欄に戸数を記載する。また、公共施設（道路を除く。）欄は公用・公共用施設の戸数を、道路欄は最上位のものについて頭文字を記載する。
 - (4) 荒廃発生源欄には、山腹、地すべりのいずれかに該当するものについて、点数を記載する。
 - (5) 危険地区が民直区域である場合は備考欄に「民直」、国有林と民有林が混在する場合は「国・民」と記載する。
 - (6) 市町村ごとに、地区数（総数、保安林等指定区域数、荒廃地のある地区数、危険度別地区数、事業進捗状況別地区数、公共施設等の区別地区数）及び面積の計を記載し、最後に総計を記載する。

国・民・計

山腹崩壊危険地区集計表

(都道府県名)

(森林管理局名)

危険 度 別	事業進捗 状況	危険地区総数			公 共 施 設 等 の 区 分 別 内 訳 (面積: ha)															
		地区数		面 積	人家50戸以上		人家49～10戸		人家9～5戸				人家4戸以下				公共施設		道路のみ	
		うち 他事業	うち 地震調査 地区数		公共施設、有		人家のみ		公共施設、有		人家のみ		公共施設		道路のみ					
				地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積			
A	概 成																			
	一部概成																			
	未 成																			
	未着手																			
	小計																			
B	概 成																			
	一部概成																			
	未 成																			
	未着手																			
	小計																			
C	概 成																			
	一部概成																			
	未 成																			
	未着手																			
	小計																			
計	概 成																			
	一部概成																			
	未 成																			
	未着手																			
	小計																			

注意事項

- 1 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。
- 2 本表は、国有林、民有林（民直含む。）別に作成する。
- 3 本表は、様式6の山腹崩壊危険地区一覧表を集計して作成するものとし、記載方法は次による。
 - (1) 各ページには、必ず、危険地区の区分、国・民別、都道府県名、森林管理局名、ページ数等を記載する。
 - (2) うち地震調査地区数欄は、地震調査を行った危険地区数を内書する。
 - (3) 公共施設等の区分内訳欄は、2種以上の公共施設等がある危険地区は、被災危険度の判定上位となるものの区分（人家数、公共施設、道路の順）欄に計上する。
 なお、公共施設の欄には人家がなく、公共施設と道路の両方がある地区及び公共施設のみ地区を合わせて計上する。

国・民・計

地すべり危険地区集計表

(都道府県名)

(森林管理局名)

危険 度別	事業 進捗状況	危険地区総数			公 共 施 設 等 の 区 分 別 内 訳 (面積: ha)															
		地区数		面 積	人家50戸以上		人家49～10戸		人家9～5戸				人家4戸以下				公共施設		道路のみ	
		うち 他事業	うち 地震調査 地区数		地区数	面積	公共施設、有		人家のみ		公共施設、有		人家のみ		地区数	面積	地区数	面積		
				地区数			面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積							
A	概 成																			
	一部概成																			
	未 成																			
	未着手																			
	小 計																			
B	概 成																			
	一部概成																			
	未 成																			
	未着手																			
	小 計																			
C	概 成																			
	一部概成																			
	未 成																			
	未着手																			
	小 計																			
計	概 成																			
	一部概成																			
	未 成																			
	未着手																			
	小 計																			

注意事項

- 1 本表は、様式7の地すべり危険地区一覧表を集計して作成する。
- 2 用紙の規格および作成方法等は、様式9山腹崩壊危険地区集計表の注意事項に準ずる。

国・民・計

崩壊土砂流出危険地区集計表

(都道府県名)

(森林管理局名)

危険 度別	事業 進捗状況	危険地区総数		公 共 施 設 等 の 区 分 別 内 訳 (面積：ha)															
		地区数		人家50戸以上		人家49～10戸		人家9～5戸				人家4戸以下				公共施設		道路のみ	
		うち 他事業	うち 地震調査 地区数	地区数	面積	地区数	面積	公共施設、有		人家のみ		公共施設、有		人家のみ		地区数	面積	地区数	面積
								地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積				
A	概 成																		
	一部概成																		
	未 成																		
	未着手																		
	小 計																		
B	概 成																		
	一部概成																		
	未 成																		
	未着手																		
	小 計																		
C	概 成																		
	一部概成																		
	未 成																		
	未着手																		
	小 計																		
計	概 成																		
	一部概成																		
	未 成																		
	未着手																		
	小 計																		

注意事項

- 1 本表は、様式8の崩壊土砂流出危険地区一覧表を集計して作成する。
- 2 用紙の規格および作成方法等は、様式9山腹崩壊危険地区集計表の注意事項に準ずる。

国・民・計

山地災害危険地区集計表（合計表）

（都道府県名）

（森林管理局名）

危険 度 別	事業 進捗状況	危険地区総数			公 共 施 設 等 の 区 分 別 内 訳 (面積：ha)															
		地区数		面 積	人家50戸以上		人家49～10戸		人家9～5戸				人家4戸以下				公共施設		道路のみ	
		うち 他事業	うち 地震調査 地区数		公共施設、有		人家のみ		公共施設、有		人家のみ		地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
				地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積									
A	概 成																			
	一部概成																			
	未 成																			
	未着手																			
	小 計																			
B	概 成																			
	一部概成																			
	未 成																			
	未着手																			
	小 計																			
C	概 成																			
	一部概成																			
	未 成																			
	未着手																			
	小 計																			
計	概 成																			
	一部概成																			
	未 成																			
	未着手																			
	小 計																			

注意事項

- 1 本表は、様式9の山腹崩壊危険地区集計表、様式10地すべり危険地区集計表及び様式11崩壊土砂流出危険地区集計表を集計して作成する。
- 2 用紙の規格および作成方法等は、様式9山腹崩壊危険地区集計表の注意事項に準ずる。

(都道府県名)

様式13

山地災害危険地区推移調べ

(単位：箇所数)

国・民別	危険地区区分	今回調査	前回調査	差引増減	増減(推移)内訳				備考
					ア 新規増	イ 新規減	ウ 移動増	エ 移動減	
国有林	山腹崩壊								
	地すべり								
	崩壊土砂流出								
	計								
民有林	山腹崩壊								
	地すべり								
	崩壊土砂流出								
	計								
合計	山腹崩壊								
	地すべり								
	崩壊土砂流出								
	計								

注意事項

- 1 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。
- 2 本表には、前回(平成28、29年度以降)の調査結果による危険地区数(前回調査欄)、令和6、7年度調査結果の危険地区数(今回調査欄)及び増減(△)の内訳を記載する。
- 3 内訳欄のア～エは次による。
 - (1) ア 新規増：今回調査の結果新たに危険地区となったもの
 - (2) イ 新規減：今回調査の結果危険地区でなくなったもの
 - (3) ウ 移動増：今回調査の結果他の危険地区区分から移動してきたもの
 - (4) エ 移動減：今回調査の結果他の危険地区区分へ移動したもの

図面1 山地災害危険地区平面図

山地災害危険地区平面図は、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区について、それぞれ1地区ごとに、次により作成する。

- 1 図面は、原則として5千分の1以上の地形図により作成する。（各調査において作成した図面を活用する。）
- 2 危険地区及び公共施設等の区域を図示するとともに、危険地区番号、地区名、危険度、面積等を記載する。
- 3 自然条件の概要等を次により記載する。
 - ア 山腹崩壊危険地区は、調査したメッシュをすべて図示し、危険度点数100点以上のメッシュについては、その点数を記載する。また、崩壊地の位置、形状についても図示する。

なお、地震及び落石調査を実施した区域については、その区域を図示する。
 - イ 地すべり危険地区は、地すべりしている区域、滑落崖、亀裂、陥没、隆起、湧水点等を図示する。
 - ウ 崩壊土砂流出危険地区は、崩壊土砂流出区間に流入する溪流の集水区域、崩壊土砂流出区間、土砂堆積位置及び荒廃発生源の位置（山腹のメッシュ又は地すべり地）等を図示する。

また、調査した山腹メッシュは全て図示し、危険度がc1以上のメッシュについては危険度を記載する。
- 4 保安林等及び地すべり防止区域に指定されている場合はその区域、治山事業又は他の事業により施工した施設がある場合はその設置位置、工種等を図示する。

図面2 山地災害危険地区位置図

山地災害危険地区位置は、原則として5万分の1の地形図により、調査区分ごとの危険地区の位置を表示して作成し、行政区域等によって適宜に分割して編成する。表示方法については、次の1～3を参考とする。

- 1 山腹崩壊危険地区は、区域を赤色で図示し、危険地区番号を付記する。
- 2 地すべり危険地区は、区域を茶色で図示し、危険地区番号を付記する。
- 3 崩壊土砂流出危険地区は、崩壊土砂流出区間を黄色の実線で図示し、危険地区番号を付記する。

